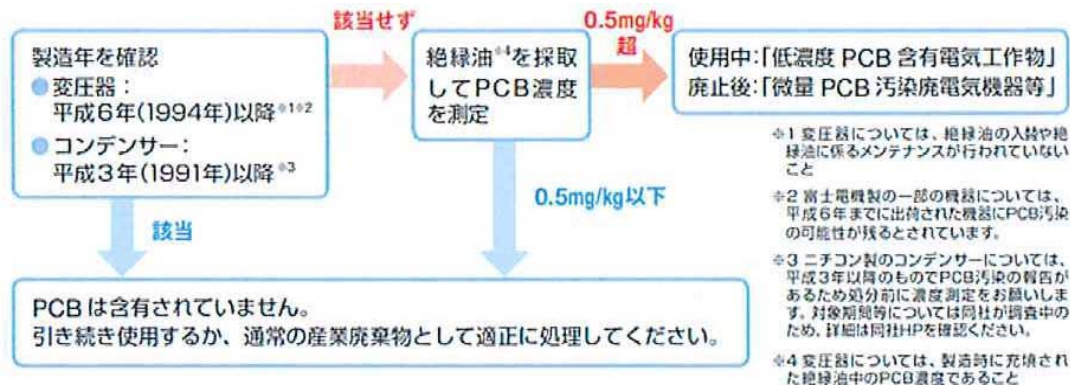


低濃度PCBについて

※処分について

低濃度PCB含有電気工作物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、定められた期限「**2027年3月31日**」までに処分しなければなりません。



出典：環境省・経済産業省、「ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて」より抜粋

※処分の流れ

①当社による確認とご提案

お客様設備である電気機器の種類や製造年等の確認を行い、状況をお伝えし、低濃度PCBに該当する可能性がある機器について、専門機関による分析検査をご提案します。

②低濃度PCB含有電気工作物の確認

分析検査を実施される場合は、当社が絶縁油を採取し、専門機関へ分析検査を実施します。

※コンデンサの分析検査は、本体に穴を開けて絶縁油を採取するため、コンデンサの取替が必要となります。

③低濃度PCB含有電気工作物の分析結果のご説明



④保管・収集・運搬・処分

低濃度PCB含有電気工作物は適切に処分するまでは、適切な保管が必要です。
 低濃度PCB廃棄物の収集・運搬は、許可を取得している業者しか行えません。
 当社はお客様と処分事業者との仲介を行います。

⑤処分完了

定期的に電気設備の点検を行っていますが、電気事故防止の為に、お客様におかれましても電気系統で何らかの異常に気付かれた場合は、(有)いちでんきにご連絡をお願いします。